

コンプライアンス宣言

一般財団法人 長崎県住宅・建築総合センター

当センターは、目的に沿った事業を通じて、安全・安心な住宅の供給に寄与するため、公平・公正で透明性の高い業務の実施に努めてまいります。

私たち役職員一同は、事業を遂行するに当たって守るべき重要な事項を次のとおり定め、あらゆる局面において、法令及び委託者の規則のみならず、当センターが社会の一員として守るべき社会規範・倫理を遵守することを宣言します。

1. 信頼の確保

当センターに関する業務等を遂行するに当たり、業務を健全に運営し、社会からの信頼の確保に努めます。

2. コンプライアンスの徹底

法令や各事業の規則を遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公平・公正な事業活動を行います。

3. 事業活動に関する情報の開示

当センターの事業活動に関する情報を適切かつ公正に開示し、その透明性を高めます。

4. 情報の適正な管理

個人情報については、法律に基づいて取得・保有・利用し、個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用しません。また、業務上知り得た相手先の機密情報を他に漏洩しません。

5. 問題発生時への迅速かつ適確な対応

問題への対応に当たっては、速やかに事実関係を把握し、その解決のため、迅速かつ適確に行動します。

6. 不当な要求への対応

反社会的勢力からの違法・不当な要求に対しては毅然とした態度で対応します。

宣言日 平成21年4月1日

宣言日 平成25年4月1日